

長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員入会・退会規則

（目的）

第1条 この規則は、長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、本会の会員としての入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会基準及び手続）

第2条 本会の会員として入会しようとする団体等は、長崎県電子申請システムにより申込みを行うものとする。

2 前項の入会手続に対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、決定に際し必要な場合は、申込者の了解のもと行政機関等に照会を行うこととする。

3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。

- 一 孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
 - 二 支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
 - 三 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと
- 4 入会できる団体等は、行政、企業、民間支援団体、保健・医療・福祉等の各種団体等とし、個人での入会は認めない。

（名簿及び会員に関する情報の取扱い）

第3条 本会の会員は、構成団体名簿に登録する。

2 前条の長崎県電子申請システムにより申込みを行った事項のうち、長崎県ホームページで公開している項目に変更があった場合は、当該会員は遅滞なく長崎県電子申請システムにより事務局に届け出なければならない。

3 構成団体名簿に登録された会員に関する情報について、原則、「団体名」「団体名（カナ）」「団体所在地（住所）」「電話番号」「メールアドレス」「活動分野」「活動内容の概要」「活動地域」「団体ホームページ URL」を一覧表として長崎県ホームページで公開する。

（退会事由及び手続）

第4条 会員は、長崎県電子申請システムにより退会の届け出を行い、任意に退会することができる。この場合は構成団体名簿の登録を抹消する。

2 本会設置要綱第5条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準

じて構成団体名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書（任意様式）とともに、改めて第2条に定める入会手続を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

附則

この規則は、令和7年8月5日から施行する